

南信州広域連合看護師等確保対策修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南信州広域連合看護師等確保対策修学資金貸与条例（平成29年南信州広域連合条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において用いる用語の意義は、条例において用いる用語の例による。

(指定施設)

第3条 条例第3条第1項第1号の指定施設は、次に掲げるものをいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定により許可を受けた病院
- (2) 医療法第7条の規定により許可を受け、又は同法第8条の規定により届出をした診療所
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護を行う事業、同条第7項に規定する通所介護、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所
- (4) 介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業（同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業に限る。）を行う事業所
- (5) 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (7) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
- (8) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定に係る同法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護及び同条第10項に規定する施設入所支援を行う事業に限る。）を行う事業所
- (10) 構成市町村

(貸与の申請)

第4条 条例第7条の規定による修学資金の貸与の申請は、広域連合長が定める日までに看護師等確保対策修学資金貸与申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 申請日の属する年度の前年度における学業成績証明書（申請者が新入生の場合は、直近在籍していた学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）における学業成績証明書）
- (2) 在学証明書
- (3) 世帯全員の状況を証する書類
- (4) 世帯全員の前年の所得金額を記載した書類
- (5) その他広域連合長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書には、条例第8条に規定する保証人の署名を得なければならない。
(誓約書)

第5条 申請者は、条例第9条第2項の規定による貸与の決定の通知を受けたときは、広域連合長が定める日までに誓約書(様式第2号)及び保証人の印鑑登録証明書を広域連合長に提出しなければならない。

(届出等)

第6条 修学生は、毎年、広域連合長が定める日までに在学証明書を広域連合長に提出しなければならない。

2 修学生は、在学する養成施設を休学し、停学し、若しくは退学したとき、又は修学資金の貸与を辞退するときは遅滞なく休学(停学、退学)(修学資金辞退)届(様式第3号)によりその旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、修学資金返還前に本人又は保証人の身分、住所、職業、勤務場所その他重要な事項に異動があったときは、遅滞なくその旨を、異動届(様式第4号)により広域連合長に届け出なければならない。

4 修学生又は修学資金の貸与を受けた者は、保証人が死亡し、若しくはその他の事情により資格を失い、又は広域連合長が不相当と認めてその変更を求めたときは、遅滞なく別の保証人を定め、その署名を得た保証人変更届(様式第5号)を広域連合長に提出しなければならない。

(返還届の提出)

第7条 条例第13条第3項の規定による修学資金の返還の方法は、看護師等確保対策修学資金返還届(様式第6号)を広域連合長に提出することにより行うものとする。

(返還債務の免除申請等)

第8条 条例第15条第1項の規定による修学資金の返還の免除の申請は、看護師等確保対策修学資金返還免除申請書(様式第7号)に、看護師等としての業務従事期間に関する証明書(様式第8号)、医師の診断書、災害に関する市町村長の証明書その他の必要な書類を添えて行わなければならない。

(返還の猶予の申請等)

第9条 条例第17条に規定する修学資金の返還の猶予の申請は、看護師等確保対策修学資金返還猶予申請書(様式第9号)に、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が条例第16条各号の規定のいずれかに該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

2 前項の申請は、毎年、広域連合長が定める期日までに行うものとする。ただし、当該申請を行った日以後に条例第16条各号の規定のいずれにも該当しなくなった場合は、速やかに広域連合長にその旨を届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。